

ひめネット（検）第29号

令和 5年12月18日

〒790-0821

松山市木屋町2丁目8-2 アクティブ木屋町201号

愛大研

代表 茶山太一 様

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

## 照 会 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家により構成されているNPO法人で消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体です。

さて、貴殿が代表者となっておられます学習塾「愛大研」において、2023年4月30日ころに通信制高校3年時在籍の生徒（法定代理人親権者）との間における学力の教授に関する契約（以下、「本件契約」といいます。）に関し、当法人宛に、契約書の取り交わしがなされていないこと、契約時の合意と異なりテキスト代等の追加費用が生じていること、クーリングオフを申し出たところ本件契約にはクーリングオフが適用されないとの回答がなされたこと、解約にあたって受講料の一部しか返還しないという対応をされた、等の申出がありました。

契約者に対しては、契約書が交付されておらず、そのほかに契約の手がかりとなるものは、申込時に交付される「既卒者ゼミご案内パンフレット」だけのようです。

同パンフレットには、要旨、以下の記述があります。

1 教科ごとの担任制、完全個別指導（2枚目）

2 ゼミ費用詳細（2枚目）

入塾料：150,000円

前記授業料（4～7月分）：450,000円

後期授業料（9～11、1月分）：450,000円

※上記料金は全て税抜き表示となります。消費税は別途かかります。

3 注意事項（7枚目）

授業料、入塾料のお支払いに関して

各種お支払いは【受講開始月の前月末まで】にお願いいたします。

4 生徒自己紹介カード（10枚目）

卒業高校名欄、

入会届

注意事項に同意した上で入塾いたします。

氏名（保護者）

印

等

なお、上記2記載の費用に関しては、貴殿のウェブサイト上で、費用詳細として入塾料の記載はなく授業料のみが記載されたうえで、「運営費、テキスト代など全てを含んでおりこれ以外の料金は一切いただいておりません。」と明記しています。

本照会の前提として、本件契約は形式的には「既卒者」を対象としたものとなっておりますが、契約者は客観的には通信制高校（学校教育法54条1項、2項）3年次に在籍中であり、このことは申込者が申込時に申告してあります。貴殿が「既卒ゼミ」を勧めたのは通信制高校在籍中の申込者には比較的時間があ、受講可能な科目を多く選択できるようにするために、貴殿において「既卒者」コースを借用したにすぎません。

貴殿もご存じのとおり、高校生に対する入学試験のためまたは補修のための学力の教授については、特定継続的役務提供として特定商取引法の適用があります（特定商取引法第4章41条以下。特商法施行令別表4(1)参照）。

貴殿としては、自身が提供される学習塾の事業について特定商取引法の適用があることをご理解の上で学習塾事業を展開していると推察いたしますが、下記のとおり、特定商取引法を遵守していくうえでの貴社の見解をご照会申し上げます。令和6年1月31日までに当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 照会事項

- 1 受講生との間で締結された受講契約について、契約書作成の有無および、契約書のひな形（契約に当たって作成されている書面で、書面の名称は問いません。）をご提示下さい。

契約書を作成・交付していない場合は、その理由（特に、特定商取引法の適用を除外されると考えられている場合の根拠条文および適用除外該当性。以下本書面に

において「法令上の根拠」といいます。)を添えてご説明ください。

- 2 本件契約について、クーリングオフの適用対象とならないとした貴殿の見解を、法令上の根拠を添えてご説明ください。
- 3 貴殿のウェブサイト上では、本件契約の当時、入塾料の記載はなかったにもかかわらず、既卒ゼミご案内パンフレットには入塾料の記載があり、契約者は授業料に加えて入塾料を支払うことになりました。

そこで、ウェブサイト上の記載とパンフレットにおける入塾料の記載が区々となっていることの原因、及び、上記各不記載・記載にかかわらず相談者に入塾料を請求できるとした貴殿の判断についてご説明ください。

- 4 貴殿のホームページ上において、「運営費、テキスト代など全てを含んでおりこれ以外の料金は一切いただいておりません。」と明記しているにもかかわらず、本件契約相談者に対してテキスト代を請求したことについてご説明ください。

- 5 授業料の返還について、2023年5月中の申出にもかかわらず、6月分の授業料は返還しないという扱いにされています。既卒ゼミご案内パンフレットによれば(6頁)、「個別指導の授業をお休みされる、または変更される場合は授業開始の前日までに担当講師に必ずご連絡ください。補講を行うことができます。」との記載があります。この記載を前提とすれば、個別指導の変更・調整は前日まで可能なのですから、授業料返還を7月分以降(6月分は全額貴殿が収納)することができるというパンフレット上の根拠はないものと思います。

クーリングオフに伴って授業料の全額を返還しないという取扱については特商法違反、仮にクーリングオフが認められないとしても「平均的な損害を超える」ものとして消費者契約法10条、9条に違反するものと考えられます。

そこで、本件契約において貴殿が授業料の全部又は一部返還を拒否するという見解について、法令上の根拠を添えてご説明ください。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277